

通知を受けた争議行為の実施内容

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、船橋二和病院労働組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありました。

1 開始日

令和7年3月13日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

冬ボーナス積み上げ支給要求、就業規則不利益変更提案撤回要求、ベースアップ要求、労働時間拡大要求等

別 記

- ・ 船橋二和病院、二和ふれあいクリニック、ふたわ訪問看護ステーション

船橋市二和東5-1-1

- ・ 船橋二和病院付属 ふたわ診療所

船橋市二和東3-16-1